

改正案

現行

<p>(投資信託委託業者の帳簿書類) 第六十九条 (略) 254 (略)</p>	<p>(投資信託委託業者の帳簿書類) 第六十九条 (略) 254 (略)</p>
<p>5 外国法人である投資信託委託業者にあつては、第一項各号に掲げる帳簿書類は、国内における主たる営業所が作成し、これを保存しなければならない。 (削る)</p>	<p>5 外国法人である投資信託委託業者にあつては、第一項各号に掲げる帳簿書類（以下この条において「法定帳簿」という。）は、国内における主たる営業所が作成し、これを保存しなければならない。</p> <p>6 法定帳簿については、その方法が次に掲げる要件を満たすものであるときは、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）又は電子計算機により出力し作成するマイクロフィルム（電子計算機で処理したデータを入力し、高速度でマイクロフィルム上に縮小して直接人が読み取れる文字、数字等で出力する方式を用いるマイクロフィルムをいう。）によつて保存を行うことができる。</p> <p>一 電磁的方法により記録された事項が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存され、かつ、電子計算機の処理システム上、電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができるようになっているとともに、記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の時期を経過した後に行つた場合には、その事実を確認することができるものとなること。</p> <p>二 マイクロフィルムによる保存については、その保存した内容の出力に当たり、出力画面上に整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力</p>

(削る)

(削る)

(削る)

(投資法人の帳簿書類)

第百五十五条 (略)

2 前項の帳簿書類は、別表第十二により作成し、当該投資法人の決算の承認後（商業帳簿については、その帳簿の閉鎖の時より）十年間これを保存しなければならない。

(削る)

(資産保管会社の帳簿書類)

することができるようにして保存しており、かつ、訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができる措置が採られている等により当該出力された事項が真正なものであることについて適切な管理がなされていること。

7| 投資信託委託業者は、前項の規定により法定帳簿を保存する場合には、あらかじめ、保存しようとする法定帳簿その他法定帳簿の保存に関して必要な事項を記載した書面を金融庁長官に届け出なければならない。

8| 投資信託委託業者は、前項の規定による書面の届出をするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 法定帳簿の保存に関する社内管理規則
- 二 保存しようとする法定帳簿の見本

9| 第七項の規定による届出に係る書面に変更があつた場合には、遅滞なく、その変更の内容を記載した書面を金融庁長官に届け出なければならない。

(投資法人の帳簿書類)

第百五十五条 (略)

2 前項に規定する帳簿書類（次項において「法定帳簿」という。）は、別表第十二により作成し、当該投資法人の決算の承認後（商業帳簿については、その帳簿の閉鎖の時より）十年間これを保存しなければならない。

3| 第六十九条第六項から第九項までの規定は、前項の規定による法定帳簿の保存について準用する。この場合において、同条第八項中「社内」とあるのは、「投資法人内」と読み替えるものとする。

(資産保管会社の帳簿書類)

第五百五十六条 (略)

2 前項の帳簿書類は、別表第十三により作成し、投資法人の決算の承認後十年間これを保存しなければならない。

(削る)

別表第五 (第六十九条第二項関係)

(略)	帳簿書類の種類	(略)	記載事項	(略)	記載要領等	(略)	備考
-----	---------	-----	------	-----	-------	-----	----

別表第六 (第六十九条第三項関係)

(略)	帳簿書類の種類	(略)	記載事項	(略)	記載要領等	(略)	備考
-----	---------	-----	------	-----	-------	-----	----

別表第七 (第六十九条第四項関係)

(略)	帳簿書類の種類	(略)	記載事項	(略)	記載要領等	(略)	備考
-----	---------	-----	------	-----	-------	-----	----

第五百五十六条 (略)

2 前項各号に規定する帳簿書類(次項において「法定帳簿」という。)は、別表第十三により作成し、投資法人の決算の承認後十年間これを保存しなければならない。

3 第六十九条第六項から第九項までの規定は、前項の規定による法定帳簿の保存について準用する。

別表第五 (第六十九条第二項関係)

(略)	法定帳簿の種類	(略)	記載事項	(略)	記載要領等	(略)	備考
-----	---------	-----	------	-----	-------	-----	----

別表第六 (第六十九条第三項関係)

(略)	法定帳簿の種類	(略)	記載事項	(略)	記載要領等	(略)	備考
-----	---------	-----	------	-----	-------	-----	----

別表第七 (第六十九条第四項関係)

(略)	法定帳簿の種類	(略)	記載事項	(略)	記載要領等	(略)	備考
-----	---------	-----	------	-----	-------	-----	----

別表第十二（第五十五条第二項関係）

帳簿書類の種類	記載事項	記載要領等	備考
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第十三（第五十六条第二項関係）

帳簿書類の種類	記載事項	記載要領等	備考
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第十二（第五十五条第二項関係）

法定帳簿の種類	記載事項	記載要領等	備考
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第十三（第五十六条第二項関係）

法定帳簿の種類	記載事項	記載要領等	備考
(略)	(略)	(略)	(略)

○有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則（昭和六十一年大蔵省令第五十四号）

改正案

現行

（業務に関する帳簿書類の作成）

第三十二条（略）

2（略）

（削る）

（業務に関する帳簿書類の作成）

第三十二条（略）

2（略）

3| 投資顧問業者は、第一項に掲げる帳簿書類については、投資者保護上問題がないと認められるときは、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）又はマイクロフィルムによつて保存を行うことができるものとする。